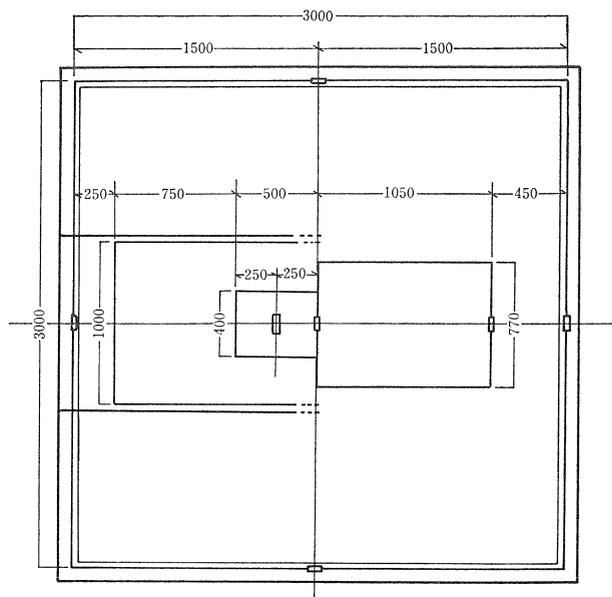


註

- 1 日本における都城制の起源およびその歴史的展開については、狩野久「律令国家と都市」(『大系日本国家史 1 古代』1975年9月) p.219～254の見解に従いたい。なお、本稿の都城制地割の分析を通じて、藤原京条坊が原初的なあり方を示すことが明らかにされた。
- 2 喜田貞吉『帝都』(1915年8月、ただし、この部分の記述は1939年8月に再刊された際の附記である) p.140の3。
- 3 喜田貞吉「日本都制と藤原京」(『夢殿』第15冊1933年6月) p.83。
- 4 喜田貞吉『帝都』 p.136・137。
- 5 日本古文化研究所『藤原宮伝説地高殿の調査一』(『日本古文化研究所報告第二』1936年11月) および同『藤原宮伝説地高殿の調査二』(『日本古文化研究所報告第十一』1941年6月)。
- 6 喜田貞吉「藤原京再考」および「日本都制と藤原京」(いずれも『夢殿』第15冊 1936年6月に収載)。
- 7 岸俊男「宮域および京域の推定」(奈良県教育委員会『藤原宮—国道165号線バイパスに伴う宮域調査—』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25冊』1969年3月) p.106～125。
- 8 このことについては、秋山日出雄「八省院=朝堂院の祖型」(『難波宮址の研究第七(論考編)』財団法人大阪市文化財協会1981年3月)、中井一夫・松田真一「橿原市葛本町藤原京条坊関連遺構の調査」(橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報1979年度』1981年5月)、秋山日出雄「藤原京の京域考—内城と外京の想定」(『考古学論攷』橿原考古学研究紀要第4冊1981年)、秋山日出雄「日本古代都城制の源流」(『舟ヶ崎正孝先生退官記念畿内地域史論集』1981年6月)などに詳しい。
 しかし、そこで述べられている条坊関連遺構自体の分析評価については、本稿で以下に明らかにするであろう藤原京内の条坊道路のあり方と異質な側面があるにもかかわらず、十分な考慮が払われているとは言い難い。あるいはその評価に際して、平城京外京の条坊に関する従来の曖昧な通説(これについても本稿で論述する)に論拠の一点をおくなど、「大藤原京」論が成立するには、まだ克服されなければならない多くの問題が残されていると言えよう。
- 9 稲田孝司「古代都宮における地割の性格」(『考古学研究』第19巻第4号1973年4月) p.26～29。



第55図 「1尺=30.2cm」による藤原宮地割復原図

- 10 前掲註5『藤原宮址伝説地高殿の調査二』p.37。
 11 同上p.37。
 12 岸俊男が令1里=530mと算出した根拠は、藤原京の東西幅つまり中ツ道と下ツ道間の実距離を縮尺3000分の1の地図上で計測した数値「2118mほど」が令4里に相当するところにある。しかし、この値については、岸自身註記しているように、若干の誤差をもつことを考慮しておかなければならない（岸俊男前掲註7文献「宮域および京域の推定」p.119、並びに同「飛鳥と方格地割」『史林』53巻4号1970年7月p.11）。
- 13 藤原宮の地割については、その後1975年に実施された宮北面中門の発掘調査により宮北限の位置が確定されたことから、その報告に際して全体的な地割計画に関する検討が行なわれている。それによると、a 宮の南門の中心と北門の中心を結ぶ国土座標方眼方位に対する偏れはN0°26'30"Wであり、これは日本古文化研究所によって調査された朝堂院の中軸線にほぼ一致する。b 中軸線における宮南門と北門の中心跡離は906.8mであり、これを仮に3000尺とすると、宮の造営尺として1尺=30.2cmの単位を得ることができる(傍点筆者)。c 一方、北面中門や大垣それに西方官衙や他の藤原宮主要建物から得られる造営尺は29.3~29.6cmの間であり、これはこの時期(藤原京の経営された時期—筆者註)の一般的な尺値に近い。d 従って、個々の建造物の造営にはこうした一般的な尺度を用い、1尺=30.2cmのやや異例な単位尺は宮の大計画—大垣や主要部の地割—に限って用いられた可能性がかなり強い、と説明されており、1尺=30.2cmによる宮の地割模式図が掲載されている(「藤原宮第18次の調査(附第18—7次)」奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報6』1976年5月—以下、奈文研『飛鳥・藤原宮概報』と略称する—)。

しかし、この想定にも大きな問題がある。すでに述べたように、藤原宮は2里四方つまり3000大尺を一辺とする条坊計画方眼から大垣を一定の距離だけ宮側に偏した位置に設定している。とすれば上の叙述中、宮の南北大垣間の距離906.8mを一体どのような根拠で「3000尺」と想定したのであろうか。また、先の稲田孝司の説明にも示されるように、宮の東西大垣間の距離は南北間距離よりも長く、928m程であることはすでに知られていた。これを1尺=30.2cmで換算すると3072.8尺

となり、図に示されるような3000尺にはならない。また朝堂院の東西幅を770尺とし、南北幅を1050尺としているが、1尺=30.2cmで換算すると、それぞれ232.54m、317.10mとなり、日本古文化研究所の示した実測値760現尺・230.3m、1050現尺・318.2mとの間には誤差がみとめられる。また、朝堂院南門と宮南面中門との間隔450尺(0.302m×450=135.9m)も実際には133mあり、計測数値の扱いにやや無理があると判断せざるを得ない。

このような単位尺の求め方は、実測数値に基づいているとはいえ、多分に恣意的な方法によるものであり、こうした方法によって導き出された1尺=30.2cmという単位尺を容認することはできない。ただし、宮の造営に際して、個々の建物の構作に使用されていた1尺=29.5cmの基準尺とは異なる地割用の尺度が存在していたとする指摘は一応評価すべきであろう。

- 14 考徳朝に造営され天武朝朱鳥元年(686)に焼失したと想定されている前期難波宮の遺構では、1尺=0.292mの基準尺が得られており(中尾芳治「前期難波宮をめぐる諸問題」『考古学雑誌』第58巻第1号1972年7月)、また大和飛鳥の稲淵川西遺跡では7世紀中葉に造営された宮殿跡が調査されているが、検出した建物遺構から、1尺=0.293mの造営尺が求められている(『稲淵川西遺跡の調査』奈文研『飛鳥・藤原宮概報7』1977年5月)。8世紀の尺度の実長について、宮本長二郎「尺度と建築」(『古代史発掘 9 埋れた宮殿と寺 歴史時代-1』1974年4月p.144・145)では、「平城宮発掘遺構の計測値によれば、最初に造られた朱雀門等の宮城諸門、大垣の造営尺は9寸72—9寸76であり、第1次内裏(推定)における奈良末期の遺構の造営尺は9寸87—9寸97の現尺に近い値を得て、全般には8世紀初期の9寸7分台から8世紀末期の9寸9分台まで年代を追って尺が伸びる傾向にあるといえる」とされており、メートル法に換算すると1小尺=0.2945m~0.3021mであったことになる。
- 15 「藤原宮第24次(東面大垣)の調査」(『奈良国立文化財研究所年報1979』1979年9月)p.30。
- 16 「藤原宮第20次(大極殿北方)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。
- 17 「藤原宮第21次(西殿)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。
- 18 ただし、大極殿院内郭の東西幅が325大尺であるならば、仮に1大尺=0.3540m=0.2950m×1.2とした場合の復原想定値115.44mとは約40cmの誤差が生じる。こうした若干の誤差は内郭南北幅についてもいえるが、この要因の一つとしては、造営基準尺の実長が正確に把握されていないことが挙げられる。しかし、それよりもむしろ、区画の地割計画を大尺で行ないながらも、個々の建造物の造営には小尺を使用していたために生じたものではないかと考えている。これと同様の状況は、藤原宮の造営とほぼ同時期に建立された京域内東四坊にある大官大寺でもみとめられる(『大官大寺第8次の調査』奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。
- 19 大極殿院外郭東北角は1966年~67年に奈良県教育委員会により行なわれた橿原バイパス予定線第1次調査で検出され(前掲註7文獻『藤原宮』)、東限の掘立柱塀は藤原宮第4次調査(奈文研『飛鳥・藤原宮概報2』1972年5月)、西限の掘立柱塀は藤原宮第16次調査(奈文研『飛鳥・藤原宮概報5』1975年3月)においてそれぞれ検出されており、東西、南北の規模をしることができる。
- 20 近年次第にその構造が明らかにされつつある「飛鳥宮跡」の上層遺構は内外二重の垣(柵)に囲まれていると想定されている。そのうち内側の区画施設(内郭)は一本柱列により構成されるが、東・南・北辺の位置が確認されている。この内郭の南北の長さは約197m、東西幅は約158mと報じられており(亀田博「飛鳥京跡」『明日香風』第1巻第3号1982年5月p.74)、長方形をなす区画の東西方向と南北方向の辺長の比率が1:1.247であることが知られ、藤原宮大極殿院外郭と同じ4:5の整数比による区画地割であることは注目される。ただし「飛鳥宮跡」の造営基準尺についての定見は筆者自身まだない。
- 21 もっとも、こうした尺度規定が、大宝令以前に存在していた浄御原令等に、すでに法文化されていたことも充分考えられる。
- 22 「藤原宮第24次(東面大垣)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報9』1979年5月)、「藤原宮第27次の

(東面北門) 調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年4月)、「藤原宮東面大垣の調査(第29次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。

23 「Ⅲ藤原宮の調査 2—A南面中門地区の遺跡(第1次調査)」(『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅰ』奈良国立文化財研究所学報第27冊1976年3月)。

24 「藤原宮南面大垣の調査(第29—6次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。

25 「藤原宮西南隅地域の調査(第34次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。

26 前掲註25文献および「藤原宮第23—5次調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1970年4月)。

27 前掲註13「藤原宮第18次の調査(附18—7次)」。

28 前掲註7『藤原宮』。

29 前掲註25文献p.23。

30 前掲註2『帝都』p.140の3。

31 近年京域での調査が進められ、各所で条坊関連遺構が確認されているが、そうした成果を踏まえ藤原京条坊の規格について、いくつかの説明が行なわれている。甲斐忠彦は藤原京の諸問題を論じた中で道路や条坊の大きさに言及し、「道路面の幅員は朱雀大路80尺(単位は令小尺——筆者註)、一般の大路50尺、居路20尺という3段階の計画寸法があった」と述べている。甲斐は条坊道路の路面幅に規格性を見出そうとしており、その点の限りにおいては、結果的に正しかったと言っているのであるが、ここに示された数値のうち、朱雀大路の幅員はむしろ側溝心間距離に近く、検出された路面幅はほぼ18mである。また、三坊大路、八条大路の検出面での路面幅は14.2~14.3mであり、50小尺とみるには短かすぎる。こうしたことから、甲斐の復原案は妥当なものとはいいがたい(甲斐忠彦「諸宮とその址—藤原宮」『歴史公論』第11号1976年10月p.50~53)。

工藤圭章は「藤原宮と四大寺」と題する一文の中で、「藤原宮の最近の発掘調査によれば、大路・小路とも両側に素掘りの側溝が設けられていて、路の幅は大路が約15m、小路が約6mになるという。また、京の中心にある朱雀大路は路面の幅19mで、東西の側溝の幅は4mを越すほど広く、宮に接して通る六条大路は一般の大路より広くつくられている。(中略)藤原宮でも、かりに両側から1.5mほど離れて築垣があったとすると、大路18m、小路9mとなり、広さはそれぞれ6丈(=60小尺—筆者註)・3丈と考えられる。そしてまたこのように築垣分も考えると、朱雀大路や宮の南に接した六条大路は9丈ほどの広さとなろう。とすれば、路幅は三の倍数で計画されたと思われる」との考えを示している。しかし、これは無理な復原と言わざるを得ない。第一に、築垣が側溝から1.5mほどの位置にあるとする根拠は全くなく、しかも、氏の言う路幅は側溝内岸間の路面幅を指すとみられるが、たとえば小路の場合、側溝の幅が1mをこえる例も少なくなく、側溝の外岸と築垣心との間隔が0.5m以下ということにもなりかねず、およそ現実的でない。また、朱雀大路は、氏も記されるように、側溝の外岸間距離だけでもすでに27mをこえているのであり、そこに築垣間隔9丈(27m弱)を想定する余地は全くない(工藤圭章「藤原宮と四大寺」『日本美術全集 飛鳥白鳳の美術3 高松塚と藤原京』1981年1月p.175・176)。

こうした事実理解の誤りは道路幅員等の規模を小尺で解釈しようとしたところに起因している。宮の地割と同様に京内条坊の地割設定も度地尺としての令大尺を基準尺として行なわれたとみる必要があり、また事実そうした状況を検出遺構からうかがい知ることができる。

32 「藤原宮第17—2・3次の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報7』1977年7月)および「藤原宮第23次日高山瓦窯の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報9』1979年4月)。

33 「藤原宮第25次の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年4月)。

34 「藤原宮第27—14次の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報10』1980年4月)。

35 「藤原宮南面大垣の調査(第29—7次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。

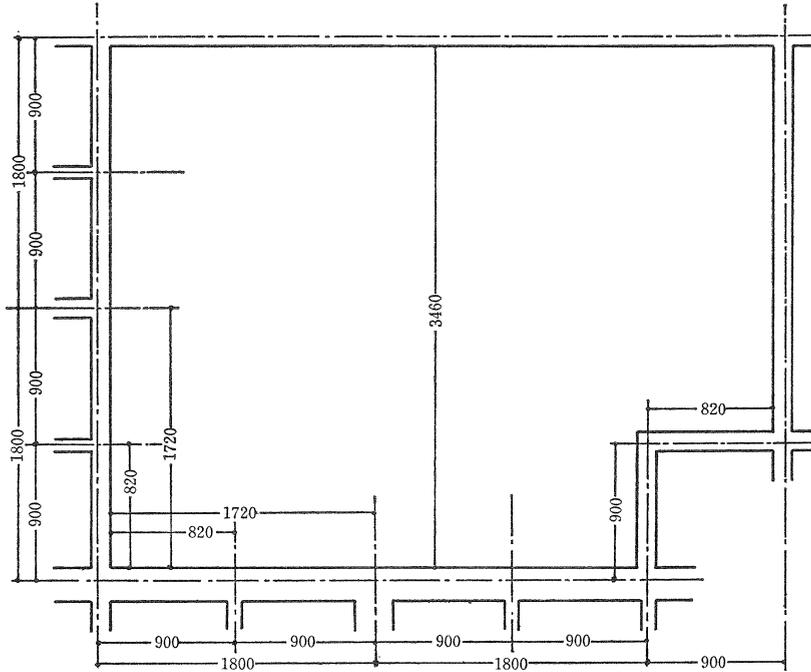
36 「藤原宮第21—2次調査(市道165号~小山線拡張工事に伴う事前調査)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』

- 1978年4月)。
- 37 この調査地点での六条大路に関する実測値について、報文では側溝心間距離21mとしているものの、同時に示された南北両側溝の国土座標値によると、19.8mになるなど不分明な点があったので、調査時に作成された実測断面図を参照した。
- 38 「本薬師寺西南隅の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報6』1976年5月)。
- 39 前園美知雄・楠元哲夫「明日香村紀寺南遺跡発掘調査概報」(奈良県立歴史考古学研究所『奈良県遺跡調査概報(1979年度)』1981年5月)。
- 40 「藤原宮東面大垣地域の調査(第32次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。
- 41 前掲註38文献に同じ。
- 42 前掲註34文献に同じ。
- 43 「藤原宮第19次の調査(藤原京右京7条1坊)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報7』1977年5月)。
- 44 「藤原京右京五条三坊の調査(第28次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。
- 45 前掲註25文献 p.22。
- 46 宮城内先行条坊道路をめぐる諸問題—京の条坊造宮の年代や京および宮の造宮過程についての考察はすでに「第2章木簡出土の遺構 1 6 A J F 区の遺構」(『藤原宮木簡二 解説』奈良国立文化財研究所史料第18冊別冊1981年3月p.15~22)に詳しい。そこでは宮城内先行条坊の性格あるいは機能について、充分解明しつくされていないが、現段階で到達しうる限りの見解が示されているので参照されたい。また同様の検討は鬼頭清明「藤原京条坊遺構について—近年の発掘成果から—」(『仏教芸術』122号1972年2月p.28~35)においても行なわれている。
- 47 「藤原宮第20次(大極殿北方)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。
- 48 前掲註13文献に同じ。
- 49 前掲註22「藤原宮第27次(東面北門)の調査」。
- 50 「藤原宮第21—1 次の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報8』1978年4月)。
- 51 前掲註47文献に同じ。
- 52 「藤原宮第16次(北)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報5』1975年3月)および「藤原宮第16次(南)の調査」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報6』1976年5月)。
- 53 「藤原宮西方官衙地域の調査」(『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第31冊1978年2月)。
- 54 「藤原宮東方官衙地域の調査Ⅰ(第30次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報11』1981年4月)。
- 55 前掲註50文献に同じ。
- 56 「藤原宮東方官衙地域の調査(第33—4次)」(奈文研『飛鳥・藤原宮概報12』1982年4月)。
- 57 前掲註52文献に同じ。
- 58 前掲註53文献に同じ。
- 59 喜田貞吉『帝都』(1915年8月)p.151~154。
- 60 奈良国立文化財研究所編『平城京朱雀大路発掘調査報告』(1974年3月)。
- 61 岸俊男前掲註7文献p.122・123。
- 62 稲田孝司前掲註9「古代都宮における地割の性格」p.31・32。
- 63 「推定第1次朝堂院の調査(第119次)」(奈文研『昭和54年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(以下『平城宮概報』と略記する)1980年4月)。
- 64 「推定第1次内裏・大極殿区域の調査」(『奈良国立文化財研究所年報1973』)p.24。
- 65 「推定第1次朝堂院地区の調査(第97次)」(奈文研『昭和51年度平城宮概報』1977年5月)。
- 66 「推定第1次朝堂院南門の調査(第119次)」(奈文研『昭和54年度平城宮概報』1970年4月)。
- 67 朱雀門と第1次朝堂院南門との距離の測定は平城宮遺構編集図(縮尺2000分の1、奈文研『北浦定政

稿平城宮大内裏跡坪割之図』1979年7月付録)によった。

- 68 「推定第1次朝堂院地区の調査(第102次)」(『奈良国立文化財研究所年報1978』) p.19。
- 69 この未完の南北塀 S A 8410が宮中軸線から東120m・400小尺にあり、東西幅800小尺に計画されたとみる従来の見解(前掲註68文献p.21など)は正しくなく、実際には120.8m前後の設定寸法と考えられ、340大尺、小尺にして408尺である。
- 70 「推定第2次内裏東南部(第73次調査)」(『奈良国立文化財研究所年報1972』)。
- 71 「大極殿後殿の調査(132次)」(奈文研『昭和56年度平城宮概報』(1982年5月))。
- 72 前掲註70文献に同じ。
- 73 「第48次発掘調査第2次朝堂院東朝集殿地域」(『奈良国立文化財研究所1968』)。
- 74 奈文研『奈良国立文化財研究所基準資料II 瓦編2 解説』1975年3月 p.8及び「大極殿跡の調査(第113次)」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月) p.24。
- 75 「第VII章平城宮の諸問題 1 平城宮の四至と条坊」(『平城宮発掘調査報告II』奈良国立文化財研究所10周年記念学報(学報第15冊)1962年3月) p.99~103。
- 76 大岡実「興福寺建築論(上)」(『建築雑誌』505 1928年1月) p.50~52。
- 77 大岡実「平城京二條大路と東京極路」(『建築史』第1巻第1号1939年1月) p.24~26。
- 78 『平城宮発掘調査報告IX宮城門・大垣の調査』(奈良国立文化財研究所学報第34冊1978年3月)「第V章 考察 1 遺跡」p.80~87によると、朱雀門心と玉手門心との東西距離は506.95m・1720尺(1尺=0.2947m)。南北距離は241.83m・820尺(1尺=0.2949m)、朱雀門心と佐伯門心の南北距離は508.02m・1720尺(1尺=0.2954m)、玉手門心と佐伯門心の南北距離は266.52m・900尺(1尺=0.2961m)。朱雀門心と北面大垣心の距離は1021.0m・3460尺(1尺=0.2951m)、と説明されている。さらに、平城京の地割は大路心心距離を1800(小)尺にとったとみられるので、朱雀門の開く南面大垣及び玉手門の開く西面大垣は大路計画心より80(小)尺内側に設定されたとする前掲『平城宮発掘調査報告II』の見解に符合する(1800-1720=80)と述べ、北面大垣の位置については、宮の南北大垣間距離が3460(小)尺であり、宮の南北の計画寸法は3600(小)尺であるので、南面大垣の分80(小)尺を加えて差し引くと60(小)尺となり〔3600-(3460+80)=60〕、北面大垣が大路計画心から60(小)尺内側に設定されていたと考えることができるとの見解が示されている。

このように整然とした数値により示された宮大垣の地割復原ではあるが、疑問とすべき点が少ない。すでに明らかにしたように、宮の南面及び西面大垣が大路計画心より80小尺宮側に設定されたとみるのは、全くの虚構の上に成立した見解であった。またその後、平城宮第32次調査で宮東南角付近での二条大路の遺構が検出され(「第32次調査宮東南隅」『奈良国立文化財研究所年報1966』および「第32次補足調査 宮城東南隅」『奈良国立文化財研究所年報1967』)、『平城宮発掘調査報告VI』(後出)によると、二条大路の規模について築地心心間距離180小尺、側溝心心間距離126小尺という数値が示されており、かつて80小尺を基準として設定されたと説明されていた二条大路の幅員160小尺という数値は遺構の上からもすでに否定されている。それにもかかわらず、再び80小尺という値が導き出されたとすれば、不可解なことであり、たとえそうとしても、偶然の一致にすぎないと言えよう。しかし、多分そうではあるまい。おそらく先に「80尺」という数値が絶対的前提として存在していたために、一例をあげれば、朱雀門・佐伯門心心間南北距離508.02mを1720尺(1800-80=1720)と推定したのであったに相違なく、もしそうでなければ、たとえば玉手門・佐伯門心心間距離から求められた1小尺の実長0.2961mをもって508.02mを換算すれば、1715.7小尺となり、条坊計画線と宮南面大垣との間隔を84.3小尺(1800-1715.7=84.3)とみることもあるいは不可能ではないのである。こうした方法上の難点の他にも、ここでは『平城宮発掘調査報告II』で行なわれたような、宮周辺の条坊道路の地割との関係が全く考慮されておらず、問題点が多く残されていると言うべきであると同時に、ここに示された諸寸尺をそのまま受け容れることには、強い躊躇いを抱かざるをえ



第56図『平城宮発掘調査報告IX』の「門・大垣寸法図」(単位は天平尺)

ない。

- 79 国土座標系の方位に対する造営方位の偏れについてこれまで公表されている数値をあげると、平城宮域内では、a 内裏内郭をめぐる築地回廊の北面北側雨落溝の方向 $N0^{\circ}07'47''W$ 、b 朱雀門以西の宮南面大垣 $N0^{\circ}05'30''W$ (以上『平城宮発掘調査報告IX』p.86)、c 朱雀門と平城宮第1次大極殿院中心を結ぶ平城宮中軸線 $N0^{\circ}15'20''W$ 、d 朱雀門から東の宮南面大垣 $N0^{\circ}03'23''W$ 、e 朱雀門から西の宮南面大垣 $N0^{\circ}04'23''W$ があり、京条坊の造営方位の偏れの値には、a 朱雀大路(羅城門心~朱雀門心) $N0^{\circ}15'41''W$ 、b 南一条大路(宮西面中門心~東大寺転害門心) $N0^{\circ}03'45''W$ 、c 東三坊大路東側溝 $N0^{\circ}40'弱W$ (以上『平城宮発掘調査報告VI』p.130・131) などが報告されており、必ずしも一定していないことが理解される。
- 80 従来の研究文献については、『清田善樹「遺跡研究基本文献紹介」(『国文学—飛鳥・奈良記紀万葉の文学空間』第27冊第5号1982年7月)に詳しいので参照されたい。
- 81 喜田貞吉前掲註2『帝都』p.140の4。
- 82 1967年、工藤圭章は「Ⅱ古代中世における都城 2 平城京と平城宮」(『日本の考古学Ⅶ 歴史時代(下)』1967年8月) p.48~52の中で平城京の条坊制について論説しており、従来の諸研究に基づいてとして条坊の復原を試みている。そこに示された見解は以下の如くである。
- a 京の一般の街区は各坊とも8丈(=80小尺—筆者註)の幅員をもつ大路で区画され、さらにそれぞれ4丈の幅をもつ小路により16の坪に等分されている。
 - b この分割された坪は町とも呼ばれ、40丈四方の大きさであった。
 - c 中央の朱雀大路は28丈、宮正面の二条大路は17丈、側面の一坊大路は12丈、その他の一条大路や一坊の坊間大路は10丈ほどと推測される。
- これらの見解は、いずれも発掘調査による知見のもたらされる以前に示されたものであり、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で採られたような、水田畦畔等に遺存する条坊痕跡に基づいての復原で

あろうと思量されるが、掲げられた諸数値は延喜式左京職式京程所載の平安京条坊の規模に関する数値とほとんど一致しており、平城京条坊の規模をそのように把える論拠が充分示されているとは思えない。なお、一般の大路の幅員が80(小)尺とする見解が『平城宮発掘調査報告Ⅱ』(1962年)での考察に基くものであれば、それが実体のないものであることはすでに述べた通りである。また「1坪が40丈四方」とする見解は、関野貞の研究以来、平城京条坊復原の絶対的前提であるかのように通説化しているが、多くの問題を含んでおり、後章で再検討することになる。このように工藤の施した説明は必ずしも十分な説得力をもつものではなかったと考える。

- 83 沢村仁は「都城の変遷—古代の都市計画とその内容 平城京」(『古代史発掘9 埋もれた宮殿と寺』1974年4月) p.94~98において、平城京の条坊制度について論じている。そこでは、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で示された見解、すなわち平城京条坊の基本に方1800(小)尺方眼がみとめられ、一般の大路幅は80(小)尺、小路幅は40(小)尺、坪は400(小)尺四方とし、路幅を広くとるときは隣接の坪をけずって道路敷とするという説明を引用し、さらに、そのうち「大路幅が80尺であつたらしいことは発掘された例から認められるが、小路幅は確認できたところでは30尺ほどらしい」と述べ、「大路、小路で幅員の広いものについては、朱雀大路で推定280尺(約83m)、二条大路170尺(約51m)をはじめ、宮城内から発する諸大路と宮の両側の東西一坊大路がいずれも100尺以上に拡張され、その分、隣接の坊がけずられていたことが知られている」と説明している。また、宮の周囲の条坊道路と宮大垣との関係については、「大垣は計画方眼線より80尺後退してつくられ、東・西一坊大路は宮周囲では他の箇所より20尺ほど広い」としている。

ここに示された諸寸尺のうち、大垣と条坊計画線との間隔80(小)尺は再三述べたように誤りであり、朱雀大路の幅員とする280尺(約83m)という長さは、遺存地割による測定値約90mとも合致せず、根拠は明らかでない。同様に二条大路の幅員170(小)尺(約51m)については、発掘調査で検出された遺構に基づいたものであろうが、その計測値には問題があり、朱雀大路の場合もそうかと推測されるが、延喜式京程にみる平安京の二条大路(延喜式では宮城南大路)あるいは朱雀大路の規模に付会したとの感が強い。また、小路の発掘例とされる「30尺ほど」の幅員が事実であるとすれば、小路幅員40(小)尺の原則に抵触することになろうし、そこにいわれる原則自体、平城京条坊の規模の説明としては論拠不十分なものであった。

- 84 佐藤興治は「平城京と平城宮」(『日本古代文化の探求 都城』1976年5月 p.145~150)と題する論考の中で、平城京の条坊制度について言及している。氏は条坊の大路について述べ、「各大路は原則として幅8丈(24m)で割り付けられるが、宮城に面した大路はとくに広く、朱雀大路は3倍の24丈、二条大路は2倍の16丈、一坊大路は1.5倍の12丈ある。朱雀大路と一坊大路との間にある坊間路、一条大路と二条大路の間にある条間路はいずれも大路に等しい8丈である」とし、諸大路の幅員が一定の倍数比率で設定されたと説明している。

この幅員が、築地心間距離であるのか、側溝心間距離であるのか、判然としないが、その直後の記述では、朱雀大路について、幅は70mあり、両側に幅6mの側溝を伴ない両側溝間の距離は76mで、ほぼ25丈となるが、さらにその外側に想定される築地塀間は30丈(90m)となるとしており、先の説明の24丈とは合致しない。また、「二条大路は宮の東南隅で幅35m(12丈)、両側溝をふくめると51m(17丈)であった」とを紹介しており、これも先の二条大路の幅16丈という説明とは合わない。そうしてみると、大路の幅が8丈の整数倍で割り付けられるという原則はむしろ認めがたいということになる。

- 85 「Ⅵ考察 1 遺跡 A条坊の復原」(『平城宮発掘調査報告Ⅵ—平城京左京一条三坊の調査』奈良国立文化財研究所学報第23冊1975年1月) p.128~130。

- 86 「第32次調査宮東南隅」(『奈良国立文化財研究所年報1966』)。

- 87 岸俊男「平城京の復元的調査研究(概報)」(奈良市企画部企画課編『平城京の復原保存計画に関する調査

- 研究』1972年) p. 1～5。
- 88 岸俊男「遺存地割・地名による平城京の復原調査」(前掲註60『平城京朱雀大路発掘調査報告』) p.34～44。
- 89 前掲註60文献に同じ。
- 90 大和郡山市教育委員会『平城京羅城門跡発掘調査報告』(1972年3月)。
- 91 前掲註88文献p.36。
- 92 「南面東門(壬生門)の調査(第122次)」(奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月)。
- 93 前掲註86文献および「第32次補足調査 宮城東南隅」(『奈良国立文化財研究所年報1967』)。
- 94 「西一坊大路の調査(第103—14次)」(奈文研『昭和52年度平城宮概報』1978年4月)。
- 95 前掲註88文献 p.36。
- 96 奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977年3月。
- 97 「右京一条二坊の調査(第103—7次)」(奈文研『昭和52年度平城宮概報』1978年4月)。
- 98 「右京一条二坊三坪の調査(第112—8次)」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月)。
- 99 なお、報文には、この一条二坊坊間小路が西一坊大路心の西480(小)尺にあることから、条坊計画長450(小)尺より30(小)尺西にずれた位置に小路が設定されたと記述されている。しかし、西一坊大路の心が条坊計画線と一致しないことはすでに述べた通りであり、上記のような説明は再検討される必要がある。そこで、平城宮朱雀門心の位置を基準にして、報文に記載されている遺構図に記入された国土座標により知られる小路心との東西距離を求めると、造営方位の国土座標系に対する偏れを宮域内で想定されている $N0^{\circ}07'47''W$ とした場合は665.34mとなり同様に $N0^{\circ}15'20''W$ とすると、663.64mとなる。前者の場合、想定される朱雀門心と小路心との東西方向の計画寸法は1875大尺(1500大尺+375大尺)であるので、1大尺の長さは0.3548m(=0.2957m×1.2)となり、後者の場合は0.3539m(=0.2949m×1.2)となる。後者の値は平城宮の佐伯門と玉手門の遺構から得られる1大尺の実長0.35532m(=0.2961m×1.2)よりわずかに短い、前者の値はほぼ一致する。いずれにしてもこの坊間小路は1条1坊の計寸法を1500大尺とする、あるいは1坪の計画寸法を375大尺(従来の説明に従えば450小尺)とした条坊計画方眼に正しく則って設定されていると判断して差しつかえないであろう。
- 100 「西大寺の発掘調査(第95—9次)」(奈文研『昭和50年度平城宮概報』1976年5月)および「西大寺本坊の調査(第98—16次)」(奈文研『昭和51年度平城宮概報』1977年5月)。
- 101 「左京二条三坊十一・十四坪の発掘調査(第88—11次)」(奈文研『昭和49年度平城宮概報』1975年4月)。
- 102 報文によると、この坊間小路の「溝々間の中軸線は平城宮朱雀門中軸線から1447.6mの位置にあり、仮に十一・十四坪間の小路とした場合、平城京造営尺(曲尺×0.976)で換算すると、推定位置より約15m西に寄ることになる」とされ、「この地域は2坪以上にまたがる可能性も認められる」と考えられている。しかしこの距離関係を再検討してみると、小路心の国土座標値は $X = -145769.086$ 、 $Y = -17122.75$ であり、朱雀門心との座標上の東西距離は1463.56mとなる。これを造営方位の偏れ($N0^{\circ}15'20''W$)を考慮して、造営時の距離に修正すると、1464.45mとなる。朱雀門心とこの坊間小路心との東西方向の計画寸法は4125大尺(=1500大尺×2坊+375大尺×3坪)であるので1大尺の実長は0.3550m(=0.2958m×1.2)と求められ、この小路が条坊計画線上に正しく設定されたものとみて間違いのないと思われる。なお、報文に付載されている遺構図には国土座標値が示されていないため、距離関係の検討にあたっては、発掘調査時に作成された実測図によった。
- 103 「左京三条二坊七坪の調査(第112—3次)」(奈文研『昭和53年度平城宮概報』1979年4月)。
- 104 『平城京左京三条二坊』(奈良国立文化財研究所学報第25冊1975年10月)。
- 105 ただし、報文では、造営当初のA₁期には小路東辺に掘立柱塀は設けられておらず、小路の西辺と同様に築地塀が設置されていたと想定し、掘立柱南北塀は次のA₂期に造作されたものとしている。

しかし、付載された遺構断面図等によっても、小路東辺に築地の形跡は全くみとめられず、上のように判断した根拠も明示されていない。

- 106 奈良県教育委員会『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』（1972年3月）p.53～61。
- 107 唐招提寺の創建は天平宝字3年（759）のこととされており、諸伽藍建物はその後逐次建立され、弘仁年間（810～824）には伽藍全体が整備されたらしい（大岡実『南都七大寺の研究』1966年10月p.171）。
- 108 前掲註96文献に同じ。
- 109 「平城京左京五条二坪十四坪発掘調査概要報告」（奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和54年度』1980年3月）。
- 110 なお、報告書では、この小路の幅員を20小尺として、条坊あるいは坪内地割の考察を展開しているが、これは検出遺構の実態を無視したものであり、妥当な方法とは言えない。
- 117 「右京七条二坊の調査（第124次）」（奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月）。
- 112 奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報 東市周辺東北地域の調査』（1976年3月）。
- 113 前掲註112文献に同じ。
- 114 奈文研『平城京九条大路泉道城廻り線予定地発掘調査概報Ⅰ』（1981年3月）。
- 115 奈文研『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』（1980年3月）。
- 116 奈文研『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』（1980年7月）。
- 117 前掲註112文献p.8。
- 118 なお、本文脱稿後知り得たことであるが、左京（外京）五条五坊坊間小路（七坪と十坪の坪境南北小路）の幅員は側溝心間距離で8.0m内外に落ち着くと報告されており、小路規模の多様さに1例を加えることになる。また路面幅は5.5～6.3mを測るとされているが、この坊間小路の地割方式についても現在のところ適切な解答を見出すことができない。ただし、8.0mは27小尺であり（ $0.2961\text{m} \times 27 = 7.99\text{m}$ ）、この寸法が後論するように延喜式左京職式京程の記載内容から復原される平安京小路の側溝心間規模26（小）尺に近似していることは注意しておいてよからう。（奈良市教育委員会『平城京左京（外京）五条五坊七・十坪発掘調査概要報告』1982年3月）。
- 119 岩本次郎「平城京の造営過程について一特に官司機構を中心として」（『大和文化研究』第8巻第1号1963年）p.12。
- 120 小尺を基準尺とした条坊道路の設定時期は和銅6年2月ないし4月以降のどの時点でもありうるので、たとえば和銅遷都当初2町（坪）以上のひろがりをもつ宅地であったものが、その後何らかの理由で1町単位（あるいはそれ以下の大きさの宅地）に分割され、それに伴い小路を新たに設定したという状況を想定できなくもない（ただし、そうしたことが遺構上で実証された例はまだない）。そうとすると、その年代は奈良時代後半期であってもよく、遷都に伴う京造営事業とはおのずから性格を異にすることになるだろう。
しかし、先にあげた右京五条四坪の三坪・三坪間を通る条間小路（側溝心間距離20小尺）のように、奈良時代初頭からの条坊道路と考えられるものもある。この条間小路の南に隣接する三坪では4分の1坪ずつに分割された宅地が奈良時代前半期においてすでにA・Bの二時期にわたって営なまれており（前掲註96文献『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』）、従ってこの小路は平城遷都に伴う一連の京造営事業の一環として設定、開削が行なわれたとみることができる。
- 121 前掲註93文献に同じ。
- 122 「第39次調査 東面南門推定地東側」（『奈良国立文化財研究所年報1967』）。
- 123 今泉隆雄「平城宮の子子門について」（『平城宮木簡三 解説』奈文研史料第17冊1981年3月）の見解による。
- 124 前掲註123『平城宮木簡三 解説』p.18～24。

- 125 前掲註122文献p.43・44。
- 126 前掲註85文献p.128。
- 127 なお神龜年間に改修された東一坊大路西側溝 SD5100 は、若干斜行しているものの、溝心の位置は当初の西側溝 SD4951 心の西約 3.0m にあり、10小尺宮側に移動させたものと考えられ、このことは（和銅6年2月ないし4月以降である）神龜年間にあって「度地尺」が令大尺ではなく令小尺であったことを示す一事例として理解することができる。
- 128 前掲註122文献に同じ。
- 129 「第44次調査」（『奈良国立文化財研究所年報1968』）。
- 130 前掲註85文献p.129。
- 131 二条条間大路についてはその他に最近右京二条三坊の十四坪と十五坪の坪境位置で調査が行なわれている（『右京二条三坊十一・十五坪の調査（第123—17次）』奈文研『昭和55年度平城宮概報』1981年4月）。約40m程東西に隔った二つの調査区のうち西側の調査区で北側溝SD01が、東側の調査区で南側溝と目される東西溝SD03が検出され、西側溝心間距離は23.5mを測る。報文では「二条条間大路幅員8丈が実証できた」と述べ、さらにこの8丈は「遺存地割から推定されていた」幅員であるとしている。しかし、遺存地割による概測値は、先にもふれたように原則として築地心間距離を示すものと考えられており、事実、確認できる大路の遺構のいくつかでは、そのことを傍証する状況がしられた。しかるに二条条間大路の遺存地割による規模「約24m」（前掲註88文献 p.37）が、ここで言われるように側溝心間距離を反映しているものとする、遺存地割にみとめられる条坊痕跡が場所により築地位置あるいは側溝位置を示すということになるが、なお慎重な検討を要すると思われる。ここでの調査について、さらに註記するならば、SD01の北に検出されているより幅の広い東西溝SD02を南側溝と考えると、北側溝SD01との心間距離を20.7m・60大尺とみると、あるいは東側調査区のさらに北方に南側溝を想定すれば、より狭い幅員を復原する可能性も残されており、二条条間大路の規模については現在のところ確証不十分であると言わざるを得ない。
- 132 関野貞『平城京及大内裏考』（東京帝国大学紀要工科第3冊1907年6月）p.60～63。
- 133 『大日本古文書四』p.109・110。
- 134 『平安遺文第1巻』p.18・19。
- 135 筒井英俊編『東大寺要録』巻第六p.229・230。
- 136 『平安遺文第9巻』p.3471。
- 137 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」（『続日本紀研究』第3巻第6号 1956年6月p.9～13、のちに『日本古代政治史研究』1966年p.413～420に収載）。
- 138 福山敏男「平城京東西市に就いて」（『日本建築史の研究』1943年10月）。
- 139 関野貞前掲註128『平城京及大内裏考』p.27。
- 140 喜田貞吉「日本都制と藤原京」（『夢殿』第15冊1936年6月）p.81。
- 141 『大日本古文書四』p.114。
 相模国朝集使解（薬師院文書）
 相模国朝集使解 申売買地事
 調邸沓町在左京八条三坊 得價錢陸拾貫文
 （中略）
 天平勝宝八歳二月六日（以下略）
 および『大日本古文書四』p.83。
 相模国司牒（薬師院文書）
 相模国司 牒造東大寺司
 請調邸價錢事在東市西辺者

(中略)

天平勝宝七歲十一月十三日(以下略)

- 142 従来東市は左京八条三坊五・六・七・十・十一・十二の合せて6坪を占めていたとする見解が定説とされていたが、その唯一の根拠となっている京都知恩院所蔵の「写経所紙筆授受日記」の裏に描かれた「平城京市指図」に関して再検討を行なった今泉隆雄は、「市指図」の区画の描き方、文字の墨抹、追加などを分析した結果、東市の位置が左京八条三坊の五・六・十・十一坪の4坪であったことを明らかにしている(今泉隆雄「所謂「平城京市指図」について」『史林』第59巻第2号1976年3月p.98~118)。
- 143 『大日本古文書四』p.118~121。
- 144 福山敏男「葛木寺と佐伯院(香積寺)」(『奈良朝寺院の研究』1948年2月)。
- 145 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』(1966年8月)p.76~80。
- 146 岸俊男 前掲註137『日本古代政治史研究』p.418・419。
- 147 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(『日本思想史大系3 律令』1976年12月)p.780。
- 148 この場合、当然長岡京での状況を考慮に入れる必要があるが、長岡京条坊の実態については必ずしも十分に理解されていないので、後考に俟たなければならない。
- 149 沢村仁前掲註83文献および同「平城宮と平城京の計画寸法と大きさについて」(奈良市企画部企画課編『平城京の復原保存計画に関する調査研究』1972年)。
- 150 前掲註85文献p.130・131。
- 151 前掲註75文献p.101。
- 152 座標値測定は奈良市教育委員会『平城京左京六条三坊十四坪発掘調査概報』(1978年3月)の巻末に付載された「大安寺伽藍配置復原図」(縮尺2000分の1)によった。
- 153 沢村仁前掲註149「平城宮と平城京の計画寸法と大きさについて」p.57・58。
- 154 前掲註75文献p.102。
- 155 たとえば、太田博太郎は興福寺の創建年代に言及した中で、「興福寺は平城京の東に隣接して造られた外京に位置している。その外京の条坊の計画尺は最近の調査によれば、平城京と異なっているという。このことは外京の設置が平城京の条坊の設定により若干時期が遅れることを示すもので、この点からいっても、和銅三年移転説をそのままのみにすることは問題がある」(太田博太郎「興福寺の歴史」『奈良六大寺大観第七巻 興福寺一』1969年7p.7月)と述べている。[しかし、計画尺が異なること(この場合はより短いとされているのであるが)が一体どのような根拠で時期が遅れることを示すことになるのか、一向に検討が行なわれておらず、仮に造営尺がより短いという見解を是認するならば、それは造営の時期がむしろ遡ることを意味することにもなりかねず、こうした点からいっても、外京の造営尺が著しく短いという見解をそのままのみにすることには問題があると考える。
- 156 大岡実「興福寺の建立」(興福寺『興福寺仮金堂建設工事報告書』1975年10月)p.2・3。
- 157 興福寺伽藍中軸線位置の測定は奈良国立文化財研究所作成「興福寺編集図」(縮尺1000分の1)によった。中軸線上に建つ中金堂の南側柱通りの midpoint の座標: X = -146416.5、Y = -15208.5。
- 158 『大日本古文書六』p.1・2。
- 159 福山敏男「普光寺(広岡寺)の位置」(『大和誌』第5巻第1号1938年1月、のち『日本建築史研究 続編』1971年1月に収載)。
- 160 前掲註60文献p.38。
- 161 稲田孝司前掲註9「古代都宮における地割の性格」および「古代都城の性格と都城制研究」(『日本史研究』136 1973年10月)p.9~15。